

## 議案第115号

### 甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

甲府市長 橋 口 雄 一

### 甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教頭」の次に「並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

#### 附 則

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額の支給については、この条例による改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、本市教育職員の処遇の改善を図るため、教職調整額の引上げを行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。